

日本中國學會報 第七十集  
二〇一八年十月六日 發行 拔刷

『儀禮』における禮の儀節の分岐について

末永高康

# 『儀禮』における禮の儀節の分岐について

末永高康

## はじめに

『儀禮』各篇を読み比べてみると、同じように淡々と儀式の次第が記されているように見えながら、そこに禮思想——と言うのが大仰であるならば、少なくとも禮の記述法——の展開を読み取ることができ

る。今本に示されている經・記の区分はそれほど合理的なものではないから、田中利明「儀禮の「記」の問題——武威漢簡をめぐって——」（『日本中國學會報』第十九集、一九六七年）に従い、各篇の冒頭部からはじまって「始終一貫した儀式の次第」を書き記した部分を「經」、それ以外の部分を「記」と新たに分類し直すならば、ある篇では「記」で補記されている内容が、ある篇では「經」に組み込まれて記述されていることに氣づく。分かりやすいのが儀式における各種の口上で、たとえば土冠禮「經」の

乃宿賓。賓如主人服。出門左、西面再拜。主人東面荅拜。乃宿賓。賓許。主人再拜、賓荅拜。主人退、賓拜送。(1-11b ~ 12a)<sup>(2)</sup>

乃ち賓を宿む。賓、主人の服の如くにす。門を出て左し、西面

『儀禮』における禮の儀節の分岐について

して再拜す。主人東面して荅拜す。乃ち賓を宿む。賓許す。主人再拜し、賓荅拜す。主人退き、賓拜送す。<sup>(3)</sup>

と特性饋食禮「經」の

宿賓。賓如主人服。出門左、西面再拜。主人東面荅再拜。宗人擯曰、某薦歲事、吾子將涖之。敢宿。賓曰、某敢不敬從。主人再拜、賓荅拜。主人退、賓拜送。(4-6b ~ 7a)

(傍線部の訓讀は省略) 宗人擯<sup>なす</sup>けて曰く、「某歲事を薦め、吾子將に之に涖<sup>ひそ</sup>まんとす。敢て宿む」と。賓曰く、「某敢て敬み從はざらんや」と。(傍線部の訓讀は省略)

は同じく賓に儀式への参加を請う場面で、その表現もほぼ一致しているが(傍線部)、後者にはそこで交わされる言葉が記されているのに對し、前者にはそれが見えない。前者の土冠禮では、この言葉は「記」の部分——今本の記でないことに注意されたい。本論で括弧を付けて「經」「記」と記すものはすべて上の新たな分類による——で次のように補われている。

宿曰、某將加布於某之首。吾子將莅之。敢宿。賓對曰、某敢不夙興。(3-7b)

宿めて曰く、「某將に布を某の首に加へんとす。吾子將に之に菴あそまんとす。敢て宿む」と。賓對へて曰く、「某敢て夙とに興ききざらんや」と。

この口上に限らず土冠禮「經」にはこの種の口上は一切見えておらず、すべて「記」の部分で補記されている。このことは、土冠禮「經」の作者がこの種の口上を禮記述の上で必須の要素であると意識していなかったことを示している。それが特性饋食禮「經」の作者になると禮の記述の上にこの種の口上が書き込まれるべきであると意識されるようになるのである。土冠禮「記」で口上が補記されていることは、この「記」の作者がこれを禮記述において必要なものと意識していることを示しているが、これが「記」の形で附記されているのは、この段階で土冠禮「經」の經文がすでに固定化されていて、特性饋食禮「經」のような形に編み直すことがもはやできなかつたことを示唆している。以上のことから、「經」「記」が一時の作ではないこと、土冠禮「記」、特性饋食禮「經」の成立が土冠禮「經」に遅れるものであることが分かる。このような検討を行うことによつて、『儀禮』の各篇の「經」についてその相対的な成立のおおよその前後を知ることができ、この作業はすでに行つたことがあるので、ここではその結果だけを圖示しておくとして、ここで改めて問い直してみたいのは、このような作業を通じて浮かび上がる禮經の完備化の問題についてである。

この圖は禮經として固定化された禮の種類が時間とともに擴大していったことを示している。これは禮經の守備範圍を擴大していく方向での完備化である。また、より後に成立した「經」ほど、より詳細な禮の記述を持つ傾向にあるから、ここには禮經の記述の完備化の過程が示されていると言える。この圖には直接示されていないが、この禮

經の記述の完備化の過程は、それぞれの「經」が固定化された後はそれぞれの「記」が受け繼いでいくことになる。

この記述の完備化は大きく二つの方向に分かれる。一つは禮の儀節の細部を補う方向で完備化するものであり、土冠禮「經」に記されていない口上が、後出の特性饋食禮「經」で記されているのは、「經」のレベルで行われた完備化、それが土冠禮「記」で補われているのが「記」のレベルで行われた完備化であると言える。

もう一つは禮の儀節の分岐を補う方向での完備化である。たとえば、士昏禮では「經」の記述が終わつた後に、「若し舅姑既に没すれば、則ち云々（云々）と新郎側の父母がすでに亡くなつてゐる場合の儀節が「記」として補記されている。「經」では新郎側の父母が健在であることを前提として、新婦が舅姑に見え、食を饋る等の儀節が記されているが、新郎の父母が常に健在であるとは限らない。その場合は昏禮の儀式の形を變えなければならぬことになるから、その分岐した禮の儀節を「記」で補うのである。この種の記述は「經」の中にも見られ、たとえば、郷飲酒禮では「賓に若し尊者の諸公・大夫有れば、則ち」云々

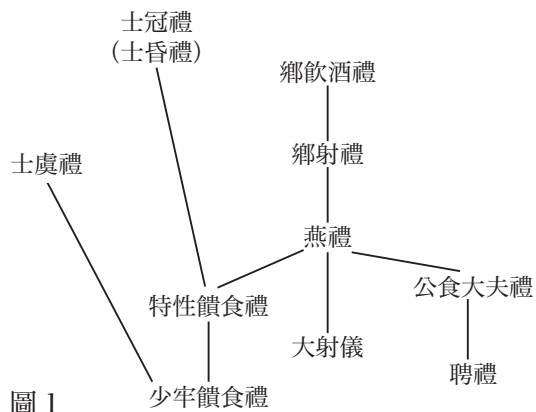


圖 1

(10-6b)と、通例では参加が想定されていない「諸公」や「大夫」が來賓していた場合の儀節が「經」の末尾近くに補記されている。

これらの二つの完備化、特に後者はその性格として終着点を持たない。士昏禮で舅姑が亡くなっている場合の變禮が補記されているのは上に示した通りであるが、人の死は豫測しがたいから、昏禮の日取りが定まったのちに父母が亡くなった場合はどうするのか、父母でなくとも身内に不幸があった場合にどうするのかなど、想定しておかなければならない場面は無数にある。その場面、場面で分岐する禮の儀節が、あるいは『儀禮』の「經」の記述に組み込まれ、あるいは「記」で補記され、あるいは後に『禮記』に組み込まれていくような諸篇で議論されることになる。この方向における禮の完備化の過程を追うことによつて初期の禮學の展開のようすが何ほどかうかがえるのではないかと期待されるのである。この考察において重要な位置を占めるのは變禮についての問答を集めた『禮記』曾子問篇であるのだが、かなり例外的で特殊な場合における變禮について議論をするこの篇から分析をはじめるのは適切ではない。まずは『儀禮』におけるこの種の禮の完備化について見ていくことにしよう。

### 一、選擇の自由度の制限

さて、まず最も單純な禮の儀節の分岐を示すものとして最初に確認しておくべきは、「冨には給若しくは錫を用ふ」(燕禮「經」143a)のような例である。これは酒樽を覆う布について「給」(くずぬの・葛で作った目の粗い布)または「錫」(ほそぬの・麻で作った目の密な布)のいずれかを用いることを言ったものであるが、この選擇が禮の儀節の他の部分に影響を與えることはない。その意味で禮の分岐としては取る

『儀禮』における禮の儀節の分岐について

に足りないものの、このような選擇の自由度を與える記述が『儀禮』にきわめて少ないことは注意されてよい。『儀禮』各篇の作者は「經」「記」を問わず、選擇の自由度を可能な限り制限する形で禮を記述していくのである。

ちなみに、この傾向は禮の注釋者たちにおいてより著しく、鄭玄はここに「冬夏異なるなり」(352)と注して<sup>⑦</sup>ここで選擇の自由度を完全に消してしまっている。ここでもし、この「經」の作者が鄭玄と同じ考えをしていたとすれば、ここには季節による禮の儀節の分岐が示されていることになるのだが、この種の分岐についてのより明確な例は士喪禮「經」35-40bに「夏は葛屨、冬は白屨」と見えている。死者に履かせる屨の夏冬による違いを記した部分である。時令の存在を指摘するまでもなく、禮において季節の違いは重要な變數となり得るが、『儀禮』各篇の場合、季節の違いによつて禮の儀節が分岐することを記した部分もごく少数で、他に士冠禮「記」3-10aの「屨は、夏は葛を用ひ、冬は、皮屨も可なり」、士相見禮「記」7-1bの「摯は、冬は雉を用ひ、夏は脰を用ふ」、士虞禮「記」42-18aの「調味の滑は夏に葵を用ひ、冬に苴を用ふ」(特性饋食禮「記」46-11b ほぼ同じ)が指摘できる程度である。ここで士冠禮「記」が冬に皮靴を履くことを許容しているように、實際の儀式においては冬の防寒の措置などが取られていたと思われるのであるが、『儀禮』各篇の作者は基本的に季節を變數としない形で禮を記述していく。ここにも、選擇の自由度を制限したい作者の意向が反映されているのであろう。

ただ、例外的に若干の自由度が與えられている禮のプレイヤーがいる。燕禮・大射における公(君)である。それを書き記す部分の記述のしかたが面白い。兩「經」では、公が賓に酬して旅酬する儀節と、

主人が卿に獻じて旅酬する儀節が引き續いて記されており、それぞれの旅酬（杯をめぐらせて次々と飲んでいくこと）の最初の部分で、儀式を取り仕切る「小臣」が君に杯をすすめる者を君に請うている。「下大夫二人」がその候補者であるが、前者の儀節の記述においては「若し君、命じて皆な致めしむれば、則ち」云々（14-14b/17-18）無「君」字と二人ともにすすめさせる場合が記され、後者の儀節の記述においては「若し長に命じて致めしむれば、則ち」云々（15-2b/17-6b）と二人の内の年長者にすすめさせる場合が記されている。これらの文章が不定を示す「若（もし）」の語で始まっていることから明らかのように、いずれの儀節においても、二人ともに命じるか、年長者の一人に命じるかの選擇の自由度が君に與えられているわけであるが、『儀禮』の記述においては、それぞれの一方しか記されておらずあたかもここで禮の儀節の分岐が生じていないかのような書きぶりである。ここにもプレイヤの自由な選擇によつて禮の儀節を分岐させたくない作者の意向がうかがわれよう。

これら旅酬の儀においては、君が賓に授けた「膳饌」をそのまま旅酬に用いさせるか否か、後者の旅酬の始めに杯をめぐらす相手として賓を選ぶか大夫の年長者を選ぶかの選擇の自由が君に與えられており、この選擇により禮の儀節に若干の分岐が生じている。この自由度が君に與えられているのは、鄭玄が「君を優するなり」（燕禮注「14-14b」と注するように、君を敬して優遇するものであろうが、それでも與えられているのはこの程度の自由度に過ぎない。しかも、そこで選擇が禮の儀節の形を大きく變えてしまうことはないのである。

飲酒を中心とする燕禮「經」において「若し射れば、則ち」云々（15-12b）と宴席の餘興としての射を行うか否かの選擇が記されてい

るように<sup>11)</sup>、選擇可能なオプションとしての禮の儀節が示されることが全く無いわけではないのだが、『儀禮』各篇の作者は、原則として儀式のプレイヤに選擇の自由を與えず、その選擇によつて禮の儀節に分岐が生じないような形で禮を記述しようとしている。にもかかわらず、禮の儀節は分岐していく。その分岐のさまを見ていくことにしたい。

## 二、人・物・所を變數とするもの

### a、士冠禮、士昏禮の場合

まずは、圖のなかで上位に位置し、『儀禮』の古層をなすと考えられる士冠禮、士昏禮の「經」を取り上げる。この二つの「經」において禮の儀節の分岐はほとんど示されていない。士冠禮「經」では、冠禮の日取りを筮うらなうに際して「若し吉ならざれば、則ち遠日を筮ふこと、初めの儀の如くにす」（1-2b）と旬内の近日を筮うて吉でなかつた場合に、旬外の遠日を同じようにして筮うことが記されているのを指摘できる程度である。占いは常に吉と出るとは限らないから、この種の場合分けによる分岐が記されるのは當然のことで、そもそも儀節の分岐としてこれを取り上げるまでもないのかも知れない。他禮においては、たとえば射禮で矢が中つた場合と外れた場合の數取りの處置を記すもの（郷射禮「經」1-213a、大射「經」17-22a）などもこれに準じよう<sup>12)</sup>。

士昏禮「經」では末尾で新婦を送つて來た者（送者）を勞う儀節を記した部分で、「若し異邦なれば、則ち丈夫の送者に贈るに、束錦を以てす」（5-11c）と、異國から娶つた場合の儀節の相違が短く記されている。士昏禮「經」では昏禮は昏（日暮れ）に行うものとされ、日没後に「燭（たいまつ）」に導かれて親迎（新郎自ら新婦を迎える儀節）

をして同日の内に新郎側の家で昏禮をなす形で記されているから、もし遠く異國から娶る場合が想定されているのであれば、その道中における儀節がなにかしら附記されてもよさそうなのである。にもかかわらず、それが「經」(記)において記されることがないのは、士昏禮「經」の作者が、異國から娶る場合を特に想定していなかったことを示唆している。よって、なぜこの「經」の末尾に唐突にこの補記がなされているのかよくわからないもの、ともあれ士昏禮「經」において禮の儀節の分岐が示されるのはここに限られる。

#### b-①、プレイヤーの附加

これが郷飲酒禮「經」になると、より明確な禮の儀節の分岐が示されることになる。その分岐を與えるのはプレイヤーの附加である。上に記したように、この「經」の末尾附近には、「諸公」や「大夫」が儀式に加わった場合の儀節が補記されている。<sup>15</sup>この「諸公」が何者であるかは『儀禮』内部で明確にされておらず解釋上の問題となつていゝるが、ここではかりに川原壽市氏に従い「諸公」は「卿大夫の致任者」、對する「大夫」は「在官中の大夫」であると解しておく。<sup>16</sup>

さて、郷飲酒禮「經」において不可思議なのは、この補記に先立ち、俎を撤する際の記述においてすでに「遵者」(相伴者)<sup>17</sup>の「諸公・大夫」が「經」に現れていることである(10-11b)。これはすでに郷飲酒禮の最終局面に近い場面であるが、特に不定の表現をとまわらない形で「遵者、席を降り」云々と書き記し、やや暫くして「若し諸公・大夫有れば、則ち人をして俎を受けしむること、賓の禮の如くにす」と付け加えられている。<sup>18</sup>この場面に「遵者」がいるのが常禮であるかのように書き記していた「經」の作者が、はたと気づいて「遵者の諸公・大夫は常

にいるとは限らなかつた」と思い出し、彼らに關する儀節について短く付け加えたような感じなのである。そして、こう付け加えたものの、それだけでは不十分と考えて、郷飲酒禮(翌日の慰勞會を除く)の記述がすべて終わった後に、「賓に若し遵者の諸公・大夫有れば、則ち」云々と改めてこの場合に分岐する禮の儀節が補記されたもののように見える。これを補記する必要を感じたのであれば、もう一度、經文を推敲して、「經」の各部分にこれを組み込めばよいとも思われるのであるが、それをすると經文の各所で「賓に若し遵者の諸公・大夫有れば、則ち」が繰り返されることになつて、そのたびに儀式の流れがさえぎられることになる。それを嫌つて、常禮と異なる部分だけ後に補記するというスタイルを取つたのであろう。

このプレイヤーの附加について、ある意味で郷飲酒禮「經」と對照的なのが郷射禮「經」である。後者で射が始まる以前の儀節については、射具の陳設が記されるのと、「介」(賓の介添え)に關する記述を省いていることを除いて、前者と大同小異である。變化が出てくるのは、旅酬に先立つて一人が觶(さかずき)を擧げるところからで、郷飲酒禮「經」10-6aの「賓に若し遵者の諸公・大夫有れば、則ち既に一人、觶を擧ぐれば、乃ち入る」と對應する形で、郷射禮「經」では一人觶を擧ぐ儀節の後に「大夫に若し遵者有らば、則ち門を入りて左す」云々(11-10c)と「遵者」の「大夫」が參加した場合の主人との獻・酢の儀節が記されている。これ以前に「大夫」の語は出てこないから、ここまでは郷射禮「經」の作者も大夫が參加しない形を常禮として記述している。ところがこれ以後、奏樂をはさんで射が始まるとだんだんと大夫がその場にいるのを前提として禮が記されていくようになるのである。その兆しは射に先立つて射器を門内に納れる段階で

すでに「大夫の弓」(12-25a)が用意されているところにかがえるが、第二番射の冒頭で「賓・主人・大夫、若し皆な射に與れば、則ち」云々(12-7b)と言われている所くらいまではまだ大夫の存在が自明視されていないように見える。が、それ以後はほぼ大夫の存在を前提として禮が記されており、時折、大夫に關する儀節が他と異なる場合に「大夫の矢は則ち之を兼せ束ぬるに茅を以てし、握(矢の中央)より上にす」(12-14b)、「賓・主人・大夫は勝たざるも、則ち弓を執らず」(12-18a)、「大夫飲めば、則ち(大夫の相手になった)耦は升らず。若し大夫の耦勝たざれば、則ち亦た(弦を)弛(めた)弓を執り、特り(ひた)りて飲む」(12-18b)とその違いが附記される。射後の旅酬においても同様で、ここでは逆に「若し大夫無ければ、則ち」云々(12-27a/13-11b)と大夫がいな場合の方が變禮としてあつかわれ、つづく徹俎、無算爵においても大夫は存在するものとして記述して「經」は終わるのである。

このことは大夫が参加することを前提に郷射禮——射禮と飲酒禮から成る——の射禮の部分を書き記していた作者が、のちに郷飲酒禮「經」を利用して、その飲酒禮の部分を書き記したことを示唆しよう。郷飲酒禮「經」に見えていた「諸公」を郷射禮「經」が削っているのは、すでに記し終えた射禮の部分で「諸公」の存在を想定していなかったからと思われる。そして郷射禮「經」の作者は、徹俎以後の郷飲酒禮と重なる部分においても「諸公」の存在を無視して、その經文を記述していくのである。のちにここに「諸公」があらわれないのを疑問としたものがいたのである。郷射禮「記」では、「若し諸公有れば、則ち」云々(13-6b)と、郷飲酒禮「經」の「諸公・大夫」に關する部分をダイジェストしたものが補記されている。

この「諸公」に關する補記は燕禮「經」15-2a(大射「經」17-6a)

にも見えているが、これらは禮の儀節をそれほど大きく變えるものではない<sup>(19)</sup>。プレイヤーの附加により儀節が大きく變わってくるのは何と云うても主君の來臨である。士喪禮「經」37-7bでは、「君若し(特段の恩)賜有らば、則ち(大)斂を視る」云々と、計三百字以上を費やして、君が大斂の儀に臨み視る場合の儀節が記されている。この部分は『禮記』喪大記篇——そこには「君」・士に於ては既に殯して往き、之が爲に賜へば大斂す」(45-13a)とある——との關係で重要な部分であるが、これはむしろ喪大記篇の問題であるのでここでは論じないとして、『儀禮』の「經」で主君の禮への参加が變禮として記されるのは實はここだけである。「記」にまで範圍を廣げても、この部分に附けられた「記」41-14aを除けば、郷射禮「記」13-19a、燕禮「記」15-24aで主君が射禮に加わった場合が記されているに過ぎない<sup>(20)</sup>。これは『儀禮』の中核となつてゐる冠婚葬祭に關する土禮で、君が參與する可能性があるのは喪禮だけであり、他方、君の存在が前提とされている聘禮、公食大夫禮等においては、このような形の變禮が考えられないからであろう。

#### b②、プレイヤーの不在

これら聘禮、公食大夫禮等の君が主要なプレイヤーとなる禮では、逆に、君が儀節に参加できない場合が變禮として記述されることになる。聘禮「經」22-14a、公食大夫禮「記」26-23bでは「(公)若し親ら食せしめざれば、大夫をして」云々と、ホスト側の主國の君が聘使をもてなす食禮に参加できなかった場合の儀節が記されている。ここで、公食大夫禮において「記」に補記されているものが、聘禮の「經」に組み込まれていることは、公食大夫禮「經」に對する聘禮「經」の

後出を示しているが、この種のプレイヤーの不在の場合を補記する部分が「經」に組み込まれている例は少ない。聘禮「經」の上に引いた部分につづいて「大夫」若し親ら饗せざれば、則ち」云々(23-14))と今度は大夫が聘使をもてなす饗禮に参加できなかった場合を記すものと、聘使が主國の卿大夫の邸を訪問するに際して卿大夫が故あって面會できなかった場合を記すもの(23-10b)、それから上に引いた郷射禮で大夫が不在である場合の記載があるのを数えるに過ぎない。これは聘禮において食禮などはその中核に置かれるものではなく、郷射禮において大夫は主要なプレイヤーではなかったからでもあるように、聘禮においてもその中核をなす聘享の儀で主要なプレイヤーである主君が不在となる場合の儀節は「經」ではなく「記」24-13bの方で補われている。

他、冠禮で冠者の母が不在の場合(23-20)、昏禮で舅姑が没している場合(既述<sup>22)</sup>、土虞禮で虞祭で尸(かたしろ)を立てない場合(33-2b)、卒哭の儀で尸を立てない場合(23-10a)、公食大夫禮で大夫が親ら食禮に参加できなかった場合(26-5a)の補記もすべて「記」の方で行われることになる。『儀禮』各篇の「經」はやはり「その儀禮の典型を示すもの」<sup>24)</sup>なのであり、その主要なプレイヤーが不在となるような例外は原則として「經」に組み込まれないのである。

### b-③、プレイヤーの變更

さて、これらプレイヤーの附加・不在に準ずるものが、プレイヤーの變更である。下大夫に食を賜うのを前提として記されている公食大夫禮「經」に對して、同「記」では上大夫に食を賜う場合の儀節の違いが補記されている。<sup>25)</sup>これは食を受ける側の變更であるが、食を與え

る側が君から大夫に變更された場合も、同「記」では「大夫相食するには」云々(26-4a)と補記される。聘禮においても、卿を聘使とする聘禮「經」に對して、大夫を聘使とする「小聘」がその「記」25-12bに補記されている。このような形で、身分の異なるものにプレイヤーを變更した場合を記述するものは、土相見禮「記」に集中し、士が相見える場合(7-1b)、士が大夫に見える場合(7-6a)、士で嘗て大夫の臣であったものが大夫に見える場合(7-6b)、下大夫が相見える場合(7-6c)、上大夫が相見える場合(7-7a)、大夫・士・庶人が君に見える場合(7-8a)、辭任した卿大夫(「先生異爵者」)が士に見える場合(7-12a)が列擧されている。

他に、プレイヤーの性別による儀節の變化を記したものもあり、士喪禮(既夕禮)「記」40-9b〜11aでは、沐浴や死者の身に着けるものなど、死者が婦人であった場合のその男子との違いが補記されている。<sup>26)</sup>また、土冠禮「記」に、孤子の冠禮(3-5b)、庶子の冠禮(3-6b)が、士昏禮「記」6-8aに庶子の婦が舅姑に見える場合が見え、燕禮「記」15-18b/20a/24bでも、自國の臣下とはなく、他國からの賓客と燕飲する場合の儀節が補われている。<sup>28)</sup>この種のプレイヤーの變更による儀節の分岐も、「經」には組み込まれないものようである。<sup>29)</sup>

### c、新舊の儀節

ここで附論しておくべきは、少牢饋食禮(有司徹)「記」50-10a「若し尸を賓せざれば、則ち」以下の、尸を賓としてもできなかった場合についての記述であろう。この場合は土禮である特性饋食禮とほぼ同じような形で儀式が行われることになり、鄭玄(50-10a)はこれを下大夫の禮と解している(よって、尸を賓とする禮は上大夫の禮となる)。



この鄭玄の解釋が正しいのであれば、ここにはプレイヤーの身分の變更にもなう禮の儀節の分岐が記されていることになるのであるが、鄭説は、この禮が特性饋食禮「經」と少牢饋食禮「經」の中間にあたることから導かれたものに過ぎず、それ以上の根據を持たない。特性饋食禮「經」をもとに少牢饋食禮「經」が作られていることを考えるならば、最初に作られた少牢饋食禮「經」——プロト「經」とでも言おうか——は特性饋食禮「經」に類似した「不賓尸」の形であつたのが、それでは土禮との差異が小さいとして、後に「賓尸」の形をとる現在の少牢饋食禮「經」が作られたものの、何らかの理由があつて舊バージョンも残されたというのが、日本の少牢饋食禮であるように思える。これに類似した考え方は、すでに放繼公『儀禮集説』17:35bが「若不賓尸」に注して、

此の下の禮、尸を賓する者に視<sup>ぶ</sup>べて少しく質なれば、則ち是れ制禮の序、此れ先にして彼れ後なること、冠禮の醴すると醴する者との如く然り。

と示していて、ここで引かれる冠禮は土冠禮「記」で「若し醴せざれば、則ち醴に酒を用ふ」云々(3:1a)と、醴(にこりぎけ)ではなく酒を用いる場合を記した部分である。酒を用いる儀節の方が新しい時代のものであると考えられるのであるが、『儀禮』においては例外的に新舊の儀節があわせ記されている部分であり、結果的に、新舊いずれの儀節を取ることも許容するオプションとしての禮の儀節が示される形となつてしまつてゐる。時代とともに禮の儀節は變化し、新舊いずれかに従ふことによつて、禮の儀節が分岐することになるが、このよくな形の分岐を記すのは『儀禮』ではこの二か所に限られる。

#### d、物・所を變數とするもの

以上に示したプレイヤーの附加・不在・變更による禮の儀節の分岐に對應するのは、禮で用いる用具(物)や禮の行われる場所の缺如・變更による禮の儀節の分岐である。ただこの種の分岐が記される部分は多くはない。土昏禮「記」6:4aで新婦側の祖廟の有無による新婦教育の場所の變化を示した部分、郷射禮「經」12:2aで「豫は則ち楹<sup>はしら</sup>の内を違<sup>かぎと</sup>り、堂は則ち楹の外由りす」と(州學の)豫と、(郷學の)堂の建物の違いによつて司射の歩むルートが異なることを示す部分、同「記」13:12bで「旌は各おの其の物(模様あるもの)を以<sup>もち</sup>ふ。物無くんば、則ち」云々と模様のある旌が無かつた場合を附記する部分、聘禮「經」19:3b/14aで禮物の(虎や豹の)皮を馬で代用する場合について記した部分、同「記」24:12b〜13bで私覲において賓が個人的に獻ずるものがあつた場合の補記、土喪禮(既夕禮)「經」39:3b〜4aで賓が贈る葬送の資に(靈前に供える)「奠」や(喪主に對して贈る)「賻」が含まれていた場合、またそれが器に盛られていなかった場合、あるいはそれが既製品であつた場合を記す部分などを指摘できる程度である。しかも最後の例については、後文に「兄弟は、賵、奠(ともに)可なり。知る所は、則ち賵して奠せず。死(者)を知る者は贈り、生(喪主)を知る者は賻す」(49:5a)とあることよりすれば、これらは喪主とプレイヤーとの關係による分岐のようにも見える。以上の記載は「經」「記」にわたるが、聘禮「記」の例を除いてはいずれも短い補記に過ぎず、『儀禮』において禮の儀節の分岐を生む主要な要因はあくまで人であつて、物や場所(さらには時間<sup>38</sup>)ではないことが、ここからうかがわれよう。

ついでながら、この最後に出てきた「喪主とプレイヤーとの關係」

を少しずらして「死者とプレイヤートとの関係」による禮の儀節の分岐と考えると、『儀禮』喪服が、實は喪禮の巨大な「記」であることがわかる。が、ここでその内部に立ち入ることは差し控えたい。

### 三、不測の事態にゆるもの

さて、上に示したのは人や物・場所が變數となつて禮が分岐する例であるが、現實に儀禮をおこなうに際しては、そのスムーズな進行をさまざまに「想定外」の事態に出くわすことがある。その代表的なのが禮のプレイヤーやその親族の突然の死である。聘禮「記」では、以下の場合が記されている。

主國（訪問先の國）の喪に遭つた場合（23:11a～12b）

君の喪の場合（11a～12a）

夫人・世子の喪の場合（12a）

聘國（聘使の本國）の君の喪に遭つた場合（23:13a～14b）

聘使が私喪に遭つた場合（23:14b～15a）

聘使（隨行の介を含む）が卒した場合（24:1a～2b）

賓（卿）が卒した場合（1a～2a/2b）

上介（大夫）が卒した場合（2a/2b）

衆介（士）が卒した場合（2a/2b）

この場合には時間（タイミング）が重要な要素となつて、主國の喪にせよ、聘國の君の喪にせよ、聘使（賓）が卒した場合にせよ、聘使が主國の國境を越えたか否かで對應が異なってくる（越えていない場合は、聘問を取りやめる）。また、聘使（賓）が卒した場合はさらに、來朝のあいさつをすませながら、その翌日の聘享の儀を行う前のタイミングで死亡した場合が補記されている（24:2b）。この不測の事態がどのタ

イミングで起こるかによつて、禮の儀節が分岐するのである（禮それ自體の取りやめも含む）。

この「想定外」の事態というものは、その受け止め方によつて變化するもので、たとえば郷飲酒禮において、「遵者の諸公・大夫」の參加を想定していなかったところに、彼らが突然あらわれれば、「想定外」の事態が起こつたとして、主催者はあわてふためくことになる。ただ、これはそれほど稀なことではなかったであろうし、だからこそ彼らの參加を組み込む形で郷飲酒禮が記されているのであるが、上に示したような聘禮におけるプレイヤーの死などは、まったくもつて豫測不能の事態である。この豫測不能の事態が起こりうることをあらかじめ考慮して、それを「想定内」に組み込もうとしたものが、上に示した「記」に他ならない。このようなものはそもそも「經」に組み込むような性格のものではないし、『儀禮』では「記」を含めてもこれが記されるのは上に示したものに限られる。これが聘禮において記されるのは、この重要な外交儀禮においては、そのような不測の事態への對應もあらかじめ考えておく必要があつたからであろう。ただ、同様の不測の事態は他の儀禮においても考えられる。冒頭に記した「昏禮の日取りが定まつたのちに父母が亡くなつた場合」などがそれである。この場合についての議論は『禮記』曾子問篇（18:14b～15a）に残されているが、今本の『儀禮』に收められた諸篇では、聘禮をのぞいて、このような不測の事態への對應は經文の内に組み込まれていない。

ただ、『儀禮』という枠を離れて、目を逸禮に轉ずるならば、不測の事態への對應を記したものと、奔喪禮の存在を指摘することができる。今本『禮記』の奔喪第三十四である。『鄭目錄』が「名づけて奔喪と曰ふは、其の他國に居りて喪を聞き、奔り歸るの禮なるを以

てなり」(『禮記』疏 56-133 引)と概括するように、これは異郷において不意に親(を中心とする親族)の訃報に接した場合の禮を記したものである。古文禮の一つが『禮記』に取り入れられたものであるが、父の訃報の場合を核として、死者との關係(母の場合、齊衰以下の場合、奔喪する者の性別(婦人が奔喪する場合)、時間(殯に間に合わない場合)などを變數とした禮の儀節の分岐が記されている。篇全體の作りは、『儀禮』の土相見禮とよく似ていて、以上の變數による禮の儀節の分岐や、奔喪できなかった場合の儀節などが記された後に、關連するさまざまな細則が補記されている。今本『儀禮』の土相見禮全體が「記」であるのと同様、本篇もまた土喪禮の「記」にあたるものである。

これが土喪禮(既夕禮)「經」、土虞禮「經」に遅れるものであることは、その内容が「記」にあたることからすでに明らかであるが、同篇に繰り返される「盡哀(哀しみを盡くす)」という表現にも、それをうかがうことができる。『儀禮』において「哀」字が出てくるのは口上の辭においてのみであつて、それを除けば必ずある儀節の遂行を通じて哀しみが表現されるような形をとつていて、「哀しみを盡くす」というような安直な表現は一切用いられていない。一方、これに類似した「盡一哀」の表現は曾子問篇 18-15に見えていて、『儀禮』の「經」よりはむしろ曾子問篇あたりとの近縁さを感じさせる。少なくとも、『儀禮』の「經」の作者が引き續いて奔喪篇を記したとは思われない。

ただ、曾子問篇よりは古いもののように、曾子問篇 19-19aで老聃からの傳聞として孔子に、

星を見て行く者は、唯だ罪人と父母の喪に奔る者とか。  
と語らせているのは、奔喪篇 56-11b の

日に行くこと百里、夜を以て行かず。唯だ父母の喪のみ、星を見

て行き、星を見て捨る。<sup>(13)</sup>  
を利用したものと考えられる。いずれにせよ、奔喪篇が古文禮の殘存であることを疑う積極的な理由はないから、その成立が秦火より降ることはないであろう。よつて以上で論じた禮學の展開はおおむね先秦に屬することになる。<sup>(14)</sup>

### おわりに

さて、ここまで『儀禮』における禮の儀節の分岐について概観してきたわけであるが、最後に、以上の検討を通じて浮かび上がる禮の儀節の分岐をめぐる初期禮學の流れについてまとめておきたい。

『儀禮』の古層をなすと考えられる土冠禮「經」、土昏禮「經」に禮の儀節の分岐がほとんど見えていないことは、その作者が禮の典型を記すことに集中しており、儀節の分岐にまで目配りをする餘裕がなかったことを示している。後に成立した諸「經」では、次第に儀節の分岐が書き込まれていくようになるが、禮の典型を記すという點に變化はなく、當該の禮における主要なプレイヤーが不在となつて禮の儀節を大きく變えてしまうような場合は、最後まで「經」に組み込まれることはなかった。そして各「經」が成立した後は、それぞれの「經」が内部に組み込むことのできなかつた禮の儀節の分岐が、それぞれの「記」によつて補われることになる。ただ、『儀禮』の「經」「記」において補記されるのは、プレイヤーの附加・不在・變更を中心とした、人・物・所・時を變數とする禮の儀節の分岐が大半であつて、不測の事態によつて餘儀なくされる儀節の分岐については聘禮「記」に例外的に記されるに過ぎない。『儀禮』の「經」「記」に見える禮の儀節の分岐はこの段階に止まつている。

『儀禮』を構成する各篇が成立した後も、禮の儀節の分岐についての検討は続けられ、その内、喪禮について言えば、奔喪に關するものは奔喪禮としてまとめられ、(本論では検討していないが)人、特に身分を變數とする禮の儀節の分岐は喪大記篇を中心とする兩戴記の諸篇、不測の事態による禮の儀節の分岐は曾子問篇を中心とする兩戴記の諸篇に残されていくことになる。

この最後に記した段階は今後の検討事項であるものの、『儀禮』との關係で次の點は指摘しておきたい。『儀禮』の場合はそれぞれの禮を記述するという性格に縛られているためであろうが、禮の儀節の分岐を語るにしても基本的にそれがそれぞれの禮の内部で閉じてしまっている。それに對して、兩戴記の諸篇に至ると、二つの禮が交錯する形の變禮の議論が見られるようになる。二つの禮といつても片方は基本的に喪禮であるが、たとえば喪禮と冠禮が重なつたらどうするかといった形の議論が出てくるのである。この形の議論は必然的に各禮の間の關係や、それぞれの儀節の輕重についての考察をとまなうことになり、それによつて禮に對する認識が深まつていくことになる。しかし、これを記すだけの紙幅はもはや残されていない。今後の課題である。

注

(1) 後に示すように、「經」の部分でも禮の儀節の分岐が記されているから、田中氏が別の形で示す定義「その表題で表わされた儀式の閉式より閉式までの部分」を「經」の定義とする方がよいのかも知れない。

この定義に従つた場合の各禮の「記」の開始部分について、それが今本の記と一致しないものを池田末利氏譯注の『儀禮』(東海大學出版會、以下「池田譯注」と略稱)の分節によつて示しておく(喪禮については

『儀禮』における禮の儀節の分岐について

下文参照)。

- (1) 士冠禮：(19) 醢用酒之禮から
- (2) 士昏禮：(15) 舅姑沒婦廟見及饗婦・饗送者之禮から
- (3) 士相見禮：(1) 士與士相見之禮から(「經」は存在しない)
- (4) 燕禮：(30) 公與客燕から
- (5) 聘禮：(29) 遭所聘國君喪及夫人世子喪から
- (6) 公食大夫禮：(15) 食上大夫禮之加於下大夫者から
- (7) 覲禮：(9) 王辭命稱謂之殊から
- (8) 少牢饋食禮(有司徹)：(28) 不償尸者尸八飯後事から
- (9) 十三經からの引用については、既刻本の卷・葉・行數を卷數―葉數(a: 表/〇裏) 行數の形で示す(ただし、卷數・行數は省略した部分がある)。
- (10) 以下『儀禮』の訓讀は池田譯注によるが、川原壽市『儀禮釋攷』(以下、「川原『釋攷』」と略稱)も参照した。
- (11) 拙稿『儀禮』の「記」をめぐる一考察(『東洋古典學研究』第三九集、二〇一五年)。ただし、本稿における考察を踏まえ、圖は一部修正してある。直線でつながれたものは上が古く下が新しい。なお、圖には示していないが、士喪禮(既夕禮)「經」は士虞禮「經」に近い時代のもの、覲禮「經」は圖の最下層のあたりに位置すると推定される。
- (12) 大射「經」16:8aの對應文では「褻用錫若綈」となっている。
- (13) 下文で言及するものを除けば、他に士冠禮「經」2:3b「玄端玄裳、黃裳・雜裳可也」(特性饋食禮)「記」46-10b 同文、ただし尸・祝・佐食について言う)、鄉飲酒禮「經」10:9a「薦脯醢、羞唯所有。徵唯所欲、以告於先生君子可也。賓介不與。鄉樂唯欲」、鄉射禮「經」13:7a「徵唯所欲、以告於鄉先生君子可也。羞唯所有、鄉樂唯欲」、大射「經」17-12b「若丹若墨」、公食大夫禮「經」25:2b「鼎若束若編」、士喪禮「經」35-12b「決用正玉棘若檠棘」、同36:1b「士有冰、用夷檠可也」、既夕禮「經」

38-14b「有燕樂器可也」、同39-5a「書贈於方、若九若七若五」、郷射禮「記」13-17a「歌騶虞若采蘋」、聘禮「記」24-14b「筮一尸、若昭若穆」、公食大夫禮「記」26-1b「魚腸胃倫膚、(上大夫則)若九、若十有一。下大夫則若七、若九」、既夕禮「記」40-8b「若醴若酒」、同41-15a「弓矢之新、…亦張可也」、士虞禮「記」42-17b「綯毛用苦若薇」(特性饋食禮「記」46-11b同文)が指摘できる程度である。この内、郷飲酒禮、郷射禮の兩「經」の例は儀式の翌日の慰勞會におけるものであり、それゆえに自由度が高くなっているものと思われる。

- (7) 賈公彦の疏4a7によれば、夏に「裕」、冬に「錫」を用いる。  
 (8) ただし、兩者の選擇が連動している可能性がある。川原『釋攷』第四冊・燕禮、一九八頁、注152參照。  
 (9) 「公有命(賓用膳饌)、則不易不洗。…若膳饌也、則降更饌洗、升實散」(14-16b～17b/17-4b～5a)。  
 (10) 「公又行一爵、若賓若長、唯公所酬」(15-3a/17-6b:大射「經」では「酬」を「賜」に作る)。なお大射「經」では射後の飲酒の儀においても「公又舉奠饌、唯公所賜、若賓若長」(18-16a)と、同じこと同様の記述がある。  
 (11) 大射「經」18-10bに「若命曰復射、則」云々とあるのも同様である。  
 (12) 士冠禮「記」3-4a/6aで「若殺、則」云々と、乾肉に代えて牲を殺す場合が示された部分や燕禮「記」15-21bで「若以樂納賓、則」と樂が用いられる場合を記した部分もオポジションとしての儀節が示されたものと考えてよいであろう。士冠禮「記」3-1aの禮のかわりに酒を用いる儀節については後述。
- (13) 士喪禮「經」37-17b/21b、特性饋食禮「經」4-4a、少牢饋食禮「經」47-4b/6aにも占って吉でなかった場合の儀節が記されている。  
 (14) 他、郷射禮・大射において射った矢を取り集めて點檢して矢數が足りなかった場合の指示を示したものとや(12-7b/17-17b)、矢の數取りに

において「十純(＝二十算)」に満たない「餘純」が出た場合、「一純」に満たない「奇」が出た場合の算(數取棒)の置き方を示したものとや(12-15b/18-5a)、左右の射の勝敗によって異なる口上を記した部分(12-16a/18-5a)などもこれに準じよう。

- (15) 他に、郷飲酒禮「經」9-10aでは「大師則爲之洗。賓介降。主人辭降。工不辭洗」とあり、ここで鄭注10b1「大夫若君賜之樂、謂之大師」の解釋を取るのであれば、ここに「大師」が加わった場合の儀節の分歧が記されていることになる。ただ、下句でこれが「工」と言われているように「大師」もまた樂工の一人であり、直前10aに「衆工則…」とあって、この「大師則…」と對になっているようにも見えるから、「工四人」(9a)の内の長で、前文9bで「一人」と呼ばれているのが「大師」である可能性(すなわち「大師」がいるのが常禮である可能性)も考えられる。なお郷射禮「經」の對應部分(11-14b)では工に獻ずるに際して「大師則…」の部分が最初に記されており、これが常禮であるような記述の形になっている。

- (16) 川原『釋攷』第三冊・郷飲酒禮、二三四頁、注241參照。  
 (17) 同上二二五頁、注226に従っておく。  
 (18) 「尊者」諸公・大夫の表現は郷飲酒禮「經」ではここで初めて出現する。  
 (19) 特性饋食禮「記」46-10b「衆賓及衆兄弟內賓宗婦、若有公有司私臣、皆殺膏、膚一離肺一」もブレイヤーの附加を言うものであるが、これもまた禮の儀節を大きく變えるものではない。  
 (20) 前者では、主君が「國中」(＝都)、「郊」、「竟」で射を行う場合の射具の相違や、君のみが「國中」での射を行えることが附記されている。それを除けば兩者はほぼ同文である。  
 (21) 公食大夫禮は聘禮に附隨するものでもあるが、前者が大夫(下大夫)に食するものであるのに對し、後者における聘使は卿(上大夫)であり、

- 大夫を聘使とするものは聘禮では「小聘」(24・25)として補記されている。公食大夫禮で上大夫に食する場合は「記」で補記されていることからも(下文参照)、下大夫に對する禮から上大夫に對する禮、公食大夫禮「經」から同「記」や聘禮「經」への展開が知られる。
- (22) 昏禮の使者を命ずるものについて、父(母)が没している場合を記した「記」6・12D「宗子無父、母命之。親皆没、己躬命之。支子則稱其宗、弟稱其兄」もここに含めてよいであろう。「支子」以下は、下文で論ずるブレイヤーの變更の例に當たる。
- (23) 士昏禮「記」で「若不親迎、則」云々(6・13D)と新郎が親迎できなかった場合の儀節が記されているのも、親迎におけるブレイヤーの不在の場合を示したものと考えてよいであろう。
- (24) このような單純な事實も、今本の經・記の區分からは決して導かれないうことに注意されたい。田中氏による「經」「記」の新たな區分は『儀禮』の分析において決定的に重要な意味を持つ。なおここで括弧は強調のためのものであり、引用文ではない。
- (25) 公食大夫禮「記」26・1a「上大夫八豆八簋六鉶九俎。」、上大夫蒲筵加萑席、其純皆如下大夫純」(26・7D)、「上大夫庶羞、酒飲漿飲。庶羞可也」(26・7b)。
- (26) 喪禮においては、死者もまたその重要なブレイヤーと見てよいであろう。士虞禮「記」43・2a「男、男尸。女、女尸」も同様の例である。
- (27) 或いはこれは父というブレイヤーの不在の場合に分類した方がよいかも知れない。
- (28) 土相見禮「記」7・8Dにも他邦の人が君に見える場合が記されている。聘禮「記」24・13a「若兄弟之國、則問夫人」もここに準ずるものと見てよいであろう。
- (29) 大射「經」17・18bでは「若有士與大夫爲耦、則」云々と、射において『儀禮』における禮の儀節の分岐について
- て大夫同士が耦(ペア)となるのが原則であるが、大夫と士がペアとなる場合について記されている(同18・12D「若士與大夫爲耦」云々も同じ)。ただ、第一番射の冒頭で、司射が「大夫與大夫、士御於大夫」(18・12E)と告げていることよりすれば、大夫と士のペアはあらかじめ想定されたものであり、ここで禮の儀節が分岐しているとは言えない。
- (30) 『校勘記』では「饋」に作るべしとしているが、ここでは武威漢簡『儀禮』有司(簡六一)が「賓」に作るのに従っておく。武威漢簡『儀禮』については、『武威漢簡』(中華書局、二〇〇五年)及び張煥君・刁小龍『武威漢簡『儀禮』整理與研究』(武漢大學出版社、二〇〇九年)を参照した。
- (31) これに類似した例として、士喪禮(既夕禮)41・9aで「其二廟、則」云々と禘、祖の二廟に朝する場合を記した長文の「記」を指摘できる。鄭注26Eが言うようにこれが「上士」について言うものであるならば、ブレイヤーの身分の違いによる儀節の分岐を記したものとなるが、鄭説の妥當性については検討を要する。
- (32) 鄭説を支持する意見については、池田譯注V、四五五頁、注2参照。
- (33) この卷葉数は『通志堂經解』(康熙十九年刻本)所收本による。
- (34) 放説は、實體的な禮の制定の時代的前後と解するが、論者は文獻の成立の前後として解する。なお、実際に行われていた禮と『儀禮』に記された禮との關係については、前掲拙稿参照。
- (35) 川原「釋攷」第二册・士冠禮、一七四頁、注133による。拙稿「玄酒小考」(『東洋古典學研究』第四三集、二〇一七年)参照。
- (36) 同「記」13・12bの「序則物當棟、堂則物當楣」も同様の例である。
- (37) 士喪禮「經」35・9aの「爲銘、各以其物。亡則」云々も同様の例である。なお、この「物」の有無が身分によるものと考えらるならば、これはブレイヤーの身分による分岐となる。
- (38) 季節による禮の分岐については上に示した。

- (39) 漢代では『禮記』と別行した奔喪禮が存在していたようで、鄭玄がそれを「逸奔喪禮」として引いている(56-6b4/11a4/12b7/13a1)また正義 56-1a6～1a8 の議論を参照)。なお、『白虎通』喪服篇では「禮奔喪記曰」として、奔喪篇を二か所で引いているが、今文説で固めたときされる『白虎通』にこの古文禮が見えているのは、これを『禮記』(今本の小大戴記と同じであったかどうかは分からない)から引いたからであろう。同書爵篇に「禮中庸記曰」、姓名篇に「内則記曰」、喪服篇、崩薨篇に「檀弓記曰」の例(同様の例は他にもある)が見られるように、「(禮)〇〇記曰」は『禮記』からの引用においてしばしば用いられる表現である。
- (40) 孫希旦『禮記集解』は「則成服而往」(56-10a)を境にして「上爲正經、此下乃其記也」とする。ここで「さまざま細則」と言うのは、孫氏の言う記の部分に當たる。
- (41) 56-1b 三か所/2a/4a/5a/5b/6a 三か所/7b 二か所/8a 二か所/9a/9b の計十六か所に見えている。
- (42) この表現は經典類ではこの一か所しか見えない。「盡哀」の語も經典類では、他に『禮記』問喪篇 56-15a に一か所見えるに過ぎない。
- (43) この「日行百里」と同じ内容が『荀子』大略篇に「故吉行五十、奔喪百里」と見えているが、大略篇の語は『曾子』の「師行三十里、吉行五十里、奔喪百里」(『白虎通』喪服篇に引かれる佚文)に基づくものである。
- (44) 『武内義雄全集』第三卷(角川書店、一九七九年)「禮記の研究」二二三〇／二三三頁参照。
- (45) 曾子問篇は除いておく。ただし曾子問篇の一部が『韓詩外傳』に引用されているから(拙稿『禮記』の冠義以下六篇について)、『東洋古典學研究』第四一集、二〇一六年、参照)、この篇も相應に古いものと思われる。
- (46) 同じ作者の手になる篇もあろうが、基本的に『儀禮』の各篇は別個に成立したものと考える。なお、『儀禮』各篇で成立の最も遅れるのは少牢饋食禮(有司徹)あたりのようで、同禮では「若是以辯(是くの若くして以て辯くす)」の表現が何回か出現しているが(48-15b/50-2b/3b/5a 二か所)、この「若是(かくのごとし)」の表現は『儀禮』の中では特異で、特性饋食禮以下を除けば、士相見禮 7-10a で視線の置き方を説く部分に「凡與大人言、始視面、中視抱、卒視面毋改。衆皆若是」と一見するに過ぎない。特性饋食禮以前の部分では基本的に「若(もし)」「如(ごとし)」の使い分けがなされていて、「若」が「ごとし」の意味でつかわれるのは口上に限られている(士昏禮 6a 「父西面戒之、必有正焉、若衣若笄」、鄉射禮 12-24a 「命大師曰、奏騶虞、聞若一」、大射 18-1a 「樂正命大師曰、奏狸首、聞若一」)。この使い分けが崩れていることは、兩饋食禮の後出を示すものであろう。
- (47) 聘禮「記」で關係者の突然の死への對應を記した部分を除く。
- (附記) 本研究は JSPS 科研費 17K02206 による成果の一部である。